

長寿(後期高齢者)医療制度 被保険者の皆様へ

# 限度額適用・標準負担額減額認定証 の手続きはお済みですか?

## ■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

長寿(後期高齢者)医療制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

## ■入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額 (入院時の1食当たりの食事代)	
低所得Ⅰ	15,000円	100円	
低所得Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院※	160円
一般	44,400円	260円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得Ⅱ)」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

## ■該当する方

**低所得Ⅰ** 世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方

**低所得Ⅱ** 世帯員全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)

## ■手続き方法

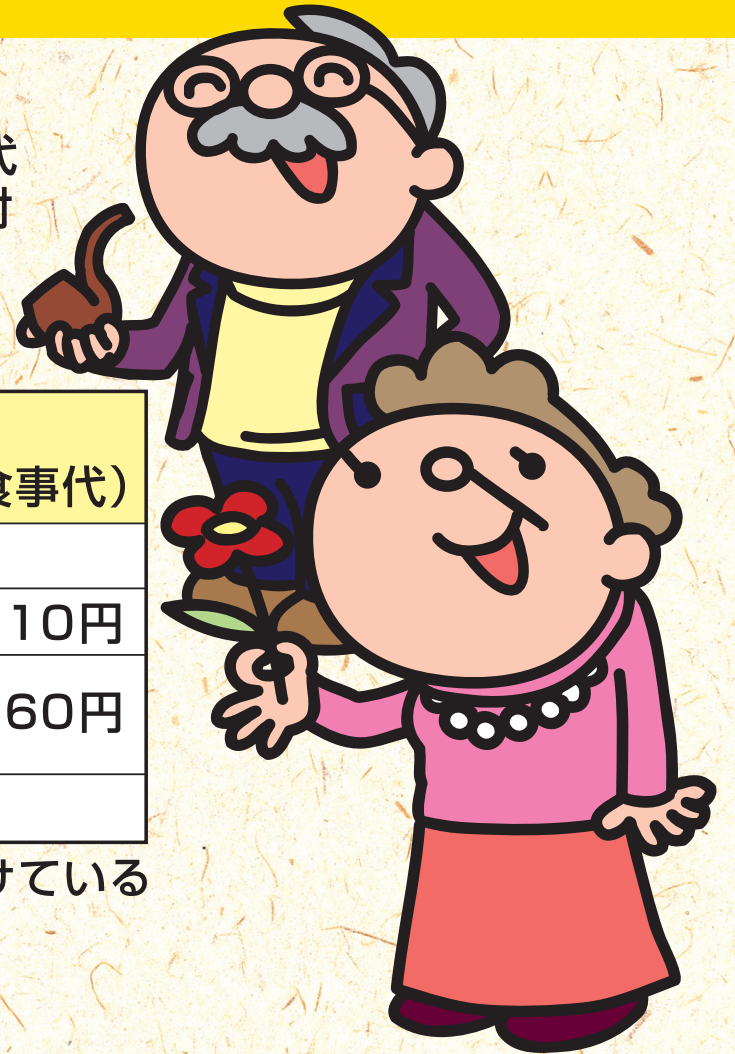
申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、お住まいの市町村で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

## ■すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

## ■申請に必要な物

◎後期高齢者医療被保険者証 ◎印鑑 ◎限度額適用・標準負担額減額認定証(すでにお持ちの方)等



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
交付年月日	平成21年 8月 1日	
被保険者番号	12345678	
住所	うるま市石川石崎一丁目1番	
氏名	長寿 花子	女
生年月日	大正 2年 3月 4日	
発効期日	平成21年 8月 1日	
有効期限	平成22年 7月31日	
適用区分	区分Ⅰまたは区分Ⅱ	
長期入院 該当年月日		保 険 者 印
被保険者番号 並びに被保険 者の名称及び 印	39470000	沖縄県後期 高齢者医療 広域連合印

長寿(後期高齢者)医療制度についてのお問い合わせは、お住まいの市町村  
または沖縄県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。